

# イスラムと保険

武藤 幸治 *Koji Muto*

立命館アジア太平洋大学 アジア太平洋  
マネジメント学部 教授  
(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

## 保険業は認められない

イスラム社会は保険業に対して、ガラル (Gharar : 不確定要素)、マイシール (Maisir : 賭博、投機)、リバー (Riba : 金利) という3つのハラム (Haram : イスラム法が定める禁止行為) の要素が含まれているとの理由で否定的である。

以下に、それぞれの要素に対するイスラム法 (以下シャリーアとする) の解釈を要約してみよう。

### (1) ガラル (Gharar) 的要素

まず、保険契約には裁量 (considerations) の概念があるが、これはシャリーアが正当な契約として認めない不確定要素にあたる。保険者は一定の掛け金を支払うが、どのような損害があったとき、どこまで保険でカバーされるかは、契約者は事前に正確に知ることができない。つまり、保険会社の審査に一方的に任せざるを得ない状態にある。また、仮に保険請求が認められても保険金がいくら支払われるかについては保険会社の裁量に任せられ、契約者は事前を知ることができない。結果として保険料金よりも支払われる保険金が少なくなることもある。イスラムは契約は原則として現時点で存在する財の交換のみを認めるので、未来の財・サービス (商品の先物取引 : まだ実らない果実の取引など) の売買契約は認めない。

### (2) マイシールの要素

不確定要素を含む事象を取引の対象にするこ

とはまた、シャリーアが禁ずる博打もしくは投機に該当する。将来起こるかもしれない災難に備えることは認めても、それを利益行為の対象にする保険業は認められない。

### (3) リバーの要素

保険契約も一つの売買形態と解釈すれば、2つの意味でリバー的要素を含む。第1はリバー・ファドル (Riba al-fadl) と呼ばれるもので、支払われた保険料と保険金が一致しない点を指す。第2はリバー・ナシヤ (Riba al-nasih) と呼ばれるもので保険料の支払い期間と保険金の支払い期間が異なる点を指す。どちらも契約当事者にとって平等でなく、一方に有利な結果を招く。有利な結果を得たほうは不労所得を得たに等しい。(注1)

### 損害賠償と相互扶助の概念

それではイスラム法では保険はどのように位置付けられているのか。シャリーアは報復を認めている。コーラン食卓の章<sup>45</sup>節には「命には命、目には目、鼻には鼻、耳には耳、歯には歯、全ての傷害にも報復を」と旧約聖書の出エジプト記を引用した後に続いて「しかしその報復を控えて許すならば、それは自分の罪の償いとなる...」と書かれている。(注2) イスラム以前からアラビア社会で慣習化していた報復 (al-qisas) はコーランのこの一節によって法的根拠を得た。一方で、同節の後段にあるように、

審判はアッラーのなすことで人間は罪を赦すことが善行であるとして、モハメッドと同時代に広く行われていた報復を抑制している。さらに、雌牛章<sup>178</sup>節では加害者に対しては被害者の血縁から報復の「軽減の申し出があった場合は（加害者は）誠意をもって丁重に弁償しなさい。これはあなた方への主からの（報復の）緩和であり、慈悲である」として“目には目”をに代わる弁済を奨めている。他の箇所では、より具体的に「信者は信者を殺害してはならない」と報復を戒め、「過失で信者を殺害した者は1名の信者の奴隷を解放し、かつ（被害者の）家族に対し血の代償（al-diya）を支払え、だが、彼らが見逃す場合は別である」（婦人章<sup>92</sup>節）と血に代わる代償を求めている。物的損害の弁償については預言者章<sup>78</sup>節でダウドとその子スライマーンがよそ者の羊に耕作地を荒らされた挿話を持ち出して、加害者が生活に困らない方法で弁済させる考えを出したスライマーンの判断を思い出すように啓示している。現代のイスラム法学者は人的被害の賠償、物的被害賠償義務も al-diya であると解釈している。それではいかにして弁済するのか。また自己の生命、身体、財産の損失についてはどのような救済手段があるのだろうか。

### 相互扶助の概念

個人が自己の責任において生命財産を守ることを原則とする個人主義が世界の大勢であり、個人の利益追求から生ずる対立や衝突を規制し解消する制度や組織を発展させてきた。いわゆるグローバル化はあらゆる社会に個人主義思想の優位性を説き、それに基づく制度組織形成を要求しているのだが、イスラムの世界では個人主義は認められ難い。アッラーから授かった生

命財産を守ることはムスリム（イスラム教徒）個人としての義務ではなく、ムスリム共同体全体の義務であり、その構成員として果たさねばならない義務なのである。ムスリム共同体とは、アッラーの教えを忠実に実行して理想の社会を作ろうとする意志を共有する信者からなる社会である。そこではシャリーアのみが社会の規律を保つ規範であるので、個人の契約においても合法性をシャリーアに求めなければならない。前項でコーランを引用したのもそのためである。賠償支払い、被害の救済システムに関しては、コーランは直接的には言及していない。イスラム法学者はそこでハディース（注<sup>3</sup>）に法的根拠を求めた。モハメッドの言葉として伝えられる「信者の苦境を救い、貧者を救う者は、この世でそして来世でアッラー祝福を受ける」が根拠になって後の学者が「タカフル」（takaful）と「タバッル」（Tabarru）という概念を考え出した。前者はアラビア語で相互扶助を意味する。将来の災難に備えるためにムスリムが資金を拠出しあった相互扶助基金にこの概念を取り入れた。（注<sup>4</sup>）「タバッル」はアラビア語の「相互に慈善的であること」から来ており、災難、不幸にあった人を救済することはイスラムの教えに合うことなので、資金をこのような人のために使用する基金へ寄付することを意味する。この2つの性格をもつ基金を運用して増やす一方、加入者に保険金および配当金として還元するのがタカフルの基本原理である。

### マレーシアに見るイスラム保険の実態

現代のイスラム社会においては企業も個人も保険の必要性を認識しており、シャリーアに抵触するような保険業は回避したいという要望が起こってきた。1970年代というから比較的新

しい。ウラマーたちのみならず、業界の間でも新しい概念に基づく保険業のあり方が検討され、サウジアラビア、バーレンなどでタカフルの概念に基づく保険システムが編み出された。

1980年代になってマレーシアは経済繁栄に浴するのであるが、イスラム再興運動は物質的に富める者のみが栄華に浸る世の中に警告を出す立場からこの時期に高揚していく。経済活動にイスラムの教義を導入してモラルの側面から規制を加えようとして、イスラム銀行とタカフルの導入が現実の政策課題として検討された。イスラム銀行はすでに存在していたが、銀行活動上からも保険機関の存在が必要とされていた。84年、タスクフォースの答申に基づき「タカフル法」(Takaful Act)が施行された。

その特徴は、タカフル業は協同組合の一形態とみなす。事業の種類を家族タカフルと一般タカフルの2種類に限定する。加入者はムスリムに限らない。保険事業はシャリーアに違反してはならない。以上の目的で認可されるタカフル会社には「シャリーア委員会」を設けなければならない。

84年に最初のタカフル事業体「マレーシアタカフル」(Syarikat Takaful Malaysia Sdn. Bhd.)が授權資本金5億RM(払込資本2RM、85年に1,000万RMに増資)で設立された。全額マレーシアイスラム銀行(BIMB)の出資である。88年マレーシア中央銀行はタカフルを含むマレーシア保険業に関する監督規則を施行し、タカフル業の育成と指導に乗り出した。タカフルマレーシアの営業が順調なことに触発され、93年には国内の大手保険会社マレーシア国民保険会社(Malaysian National Insurance)がタカフル業を申請、MNIタカフル社として営業を始めた。同社は98年タカフル・ナシヨナ

ル(Takaful Nasional Sdn. Berhad = TNSB)に改名している。ここで営業する保険事業は生命保険に相当する「家族タカフル」と損害保険に相当する「一般タカフル」からなる。この2種類の事業は内容、呼称ともその後に導入されたシンガポール、ブルネイでも採用されている。

家族タカフル(英語名Family Solidality Business)は個人の生命保険(けが、疾病も対象)相当し、保険会社に対し一定期間、一定額を支払う契約をするが、保険金額および配当は契約に含まない。その代わりに保険会社が運用利益の“一定比率”を契約者に支払うことを契約に含める。保険料は加入者名義の口座(Participant account PA口座と呼ぶ)と特別口座(Participants Special account PSA口座と呼ぶ)に、保険会社が年齢と加入期間に応じて決めたテーブルに従い一定比率(最低2%から最高9%)に配分される(下表参照)。保険契約期間に事故が発生せずに終了した際、加入者はPA口座に積み立てられた原資とそれを運用して得られた利益配当の合計を受け取れる。PSA口座の資金は災難にあった人(家族へ)の寄付として位置付けられている。つまりタックバルにあたるので原則は受け取れない。ただし、タカフルマレーシアでは、PSA口座に資金残高があれば一定額を支払っている。

被保険者死亡による保険金支払い時において

年齢・加入期間とタバルックの比率(%)

年齢	加入期間		
	10年	15年	20年
18～30	2.0	3.5	5.0
31～35	2.5	4.5	6.5
36～40	3.5	6.0	9.0
40～45	5.0	8.5	
45～50	7.0		

(出典) Syed Waseem Ahmed. \_Islamic Insurance in Malaysia Mohamed in Ariff ed. The Muslim Private Sector in Southeast Asia, ISEAS, Singapore 1991

は、受取人はPA口座の残高と加入者が（例えば生命保険であれば）死亡時から満期までの間PSAに割り当てられるべき金額を受け取れる。途中解約の場合は支払い期間に関係なく、PA口座の残高を受け取れる。この説明から分かるように貯蓄性が高い反面、保険金を事前に合意することができないし、高額な保険料は期待できない。そのためか解約件数が多いという。なお、これを図解すると下図のようになる。今37歳の方が期間20年のタカフルを、年間掛け金1,200ドル、利益配分70：30の比率で合意して加入したとする。1,200ドルのうち97.5%にあたる1,170ドルは加入者口座、30ドルが特別口座に入れられる。会社は両方の資金を一緒に運用して、8%の運用益を上げたとなると1年後の利益は96ドル、これを会社が利益の30%にあたる28.8ドルを得て、経費や配当に当てる。70%にあたる67.2ドルのうち2.5%、すなわち1.68ドルが特別口座、65.5ドルが加入

者口座に振り込まれる。

一般保険（General Business）は財産を対象にした損害保険で、通常1年の短期契約である。一般タカフルとして 火災、自動車、事故、債務、機械、海上輸送、学費（マレー人のみ）、巡礼、の8商品販売している。

運用は家族タカフルも一般タカフルも自己資金と保険料を合わせ、シャリーアに違反しないムダーラバ、ムラーバハ、イジャラなどイスラム投融資メカニズムに従う。（注5）また、学費や巡礼など一部商品を除いて、非マレー人でも非イスラム教徒でも加入できる。

- （注1） 以上はマレーシアのイスラム銀行、保険業に携わる人々への教習用資料に基づく
- （注2） コーランの訳は日本イスラム教会監修『聖クルアーン』による
- （注3） 預言者モハムマドの言行を纏めた記録
- （注4） イスラム保険をこう呼んでいる
- （注5） イスラム投融資については拙稿 ITI 季報 45号 参照

### 家族タカフルのメカニズム

[ 家族タカフル事業 (Family Takaful Business) ]

